# $A4 \cdot B1 \sim B3$



# 令和3年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 を受けられる方へ(住宅の増改築用)

税務署

## ■本説明書の目的■

本説明書は、住宅ローンにより住宅の増改築等(リフォーム)をして、自己の居住の用に供した方が、初めて(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合の適用要件や必要な手続の概要を説明するものです。

※ 令和3年11月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

#### 【制度の概要】

個人が、国内において、住宅の増改築等をして、自己の居住の用に供した場合において、住宅の増改築等のための借入金等(住宅ローン)を有するときは、その居住の用に供した年以後10年間(その住宅の増改築等が、①特例取得(16ページ)に該当し、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、その住宅に令和2年12月31日までの間に居住の用に供することができず、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合、②特別特例取得(16ページ)に該当する場合、③特例特別特例取得(16ページ)に該当する場合には、13年間)(特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択する場合は、5年間)の各年にわたり、その年分の所得税額から、その年の12月31日における住宅ローンの残額に応じて計算した金額を控除することとされています。これを「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」(住宅ローン控除)といいます。

- ※ 本説明書で使用する用語の説明などにつきましては、16ページをご参照ください。
- ※ 制度の詳細等は、国税庁ホームページ(タックスアンサー)(https://www.nta.go.jp)を ご確認ください。
- ※ 住宅の新築・購入について住宅借入金等特別控除を受けられる方は、『令和3年分住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(新築・購入用)』をご覧ください。

#### 【必要な手続き】

次の書類を『確定申告書』に添付して税務署に提出します。

確定申告書に添付すべき計算明細書						
全ての方	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書					
連帯債務がある方	(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書					
確定申告書に添付すべき書類						

適用する控除の種類により異なります。

2ページの「控除の種類判定」で判定された控除の種類に従い、適用要件を満たしているかを確認した上、提出書類(3ページ又は7ページ)をご用意ください。

## 申告書と計算明細書は、国税庁ホームページで作成できます!!

確定申告

検索

# 控除の種類判定

○ 次の表に従い、対象となる控除を判定します。

工事の種類により、適用できる控除が異なります。どの工事に該当するかは建築士等が発行する『増改築等工事証明書』に記載されていますので、確認してください。

	区分	対象となる税額控除	該当ページ
A4	一般の増改築等をされた方 (下記の工事以外の場合)	A4       住宅借入金等特別控除         (控除期間:10年又は13年 [注1]       控除率:1 % [注2]	3ページ
B1	高齢者等居住改修工事等(バリアフリー 改修工事等)をされた方	<b>A4</b> 住宅借入金等特別控除	4ページ
B2	省エネ改修工事等をされた方 (特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久 性向上改修工事等を含む。)	<b>■1~B3</b> 特定增改築等 住宅借入金等特別控除 <b>/</b> 控除期間:5年	5ページ
В3	多世帯同居改修工事等をされた方	<b>、</b> 控除率:2% <sup>[注2、3]</sup> のいずれかを選択 <sup>[注4]</sup>	6ページ

- 【注1】 その住宅の増改築等が、①特例取得(16 ページ)に該当し、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、その住宅に令和2年12月31日までの間に居住の用に供することができず、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合、②特別特例取得(16 ページ)に該当する場合、③特例特別特例取得(16 ページ)に該当する場合には、13年となります。
- 【注2】『(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書』(8ページ) において、上記控除率 を使用し、控除額を計算します。
- 【注3】「省エネ改修工事等 B2 」については、「特定断熱改修工事等」以外の工事に係る控除率は 1% となります。
- 【注4】 確定申告において選択した税額控除は、その後、更正の請求や修正申告により変更すること はできません。
- 「増改築等」とは、増改築、修繕又は模様替えで一定の工事をいいます。
- 「高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事等)」とは、高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増改築、修繕又は模様替えで一定の工事をいいます。
- 「省エネ改修工事等」とは、次の「断熱改修工事等」又は「特定断熱改修工事等」をいいます。
  - ・ 「断熱改修工事等」とは、家屋について行うエネルギーの使用の合理化に相当程度資する 増改築、修繕又は模様替えで一定の工事をいいます。
  - ・ 「特定断熱改修工事等」とは、家屋について行うエネルギーの使用の合理化に著しく資す る増改築、修繕又は模様替えで一定の工事をいいます。
- 「多世帯同居改修工事等」とは、家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増改築、修繕又は模様替えで①調理室を増設する工事、②浴室を増設する工事、③便所を増設する工事又は④玄関を増設する工事のいずれかに該当する工事をいいます。
  - ※ 自己の居住の用に供する部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか二以上の室がそれぞれ複数になる場合に限ります。
- 「特定耐久性向上改修工事等」とは、「特定断熱改修工事等」と併せて行う、構造の腐食、 腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増改築、修繕又は模様替えで一定 の工事をいいます。

# **A4**

# 一般の増改築等に係る住宅借入金等特別控除 (控除期間:10年又は13年 控除率:1%)

○適用要件に該当するかを確認し、必要な書類をご準備ください。

	適用要件	確認欄					
1	増改築等をした日から6か月以内に入居している。						
2	本年の 12 月 31 日 (死亡した場合は、その日) まで引き続き居住の用に供している。						
3	自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋について行う増改築等である。						
4	補助金等の額を差し引いた増改築等に要した費用の額が100万円を超えるものである。						
	A・Bのいずれかに該当する。						
5	増改築等をした後の住宅の床面積(登記事項証明書に表示されているもの)(16ペーン)が50㎡以上であり、かつ、床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用である。本年分の合計所得金額(16ページ)が、3,000万円以下である。						
	特別特例取得(16ページ)に該当し、増改築等をした後の住宅の床面積(登記事項証明書に表示されているもの)(16ページ)が 40㎡以上 50㎡未満であり、かつ、床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用である。						
	本年分の合計所得金額(16ページ)が、1,000万円以下である。	<u> </u>					
6	10 年以上の償還期間を有する住宅ローンにより増改築等をしている。						
7	│ 増改築等に要した費用の総額の2分の1以上が、居住の用に供する部分に係る費 │ 用である。						
8							
9	入居した年及びその年の前2年・後3年以内にマイホームを売却した場合などの 譲渡所得の課税の特例等(3,000万円の特別控除など)(16ページ)を受けていない。						
<b>*</b> 6	審認欄のすべてにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。 -						

	確定申告書に添付すべき書類	確認欄
1	金融機関等から交付された『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』【原本】	
2	住宅の登記事項証明書【原本】 ※ 不動産番号の記載又は住宅の登記事項証明書【写し】の添付に代えることができます。	
3	住宅の工事請負契約書【写し】	
4	(補助金等の交付を受けた方) ・市区町村からの補助金決定通知書など補助金等の額を証する書類【原本】	
5	(住宅取得等資金の贈与の特例(16 ページ)を受けた方) ・贈与税の申告書など住宅取得等資金の額を証する書類【写し】	
6	(その住宅の増改築等が、特例取得(16ページ)に該当し、新型コロナウイルス 感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、その住宅に令和2年12月 31日までの間に居住の用に供することができず、令和3年1月1日から令和3年 12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合) ・入居時期に関する申告書兼証明書(控除期間13年間の特例措置用)【原本】	
7	建築士等が発行する『増改築等工事証明書』 ※ 一定の増改築等については、増改築等工事証明書、確認済証の写し、検査済証の写しのいずれかの書類	
8	確定申告書に記載したマイナンバー(個人番号)の本人確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)の写しなど) ※ 確定申告書を提出する際に提示によることもできます。詳しくは、国税庁ホームページ又は『令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご確認ください。	

<sup>※</sup> 確定申告書への給与所得の源泉徴収票等の添付は不要です。

ただし、税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等や登記事項証明書を忘れずにお持ちください。

⇒ ご準備できましたら、8ページの計算明細書の作成へお進みください。

# **B1** バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入 金等特別控除(控除期間:5年 控除率:2%)

○適用要件に該当するかを確認し、必要な書類をご準備ください。(確認欄のすべてにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。)

	適用要件	確認欄
1	特定個人 である。  ○ 特定個人 とは、次の①から④のいずれかに該当する個人のことです。 ① 50 歳以上の方 ② 要介護又は要支援の認定を受けている方 ③ 所得税法上の障害者である方(障害者手帳の交付を受けた方など) ④ 高齢者等(※)である親族と同居を常況としている方 ※ 上記②もしくは③に該当する方又は65歳以上の方をいいます。 ☆ 上記の判定は、原則として、居住した年の12月31日時点の現況によります。	
2	自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋について、高齢者等居住改修工事等を行い、増改築等の日から6か月以内に自己の居住の用に供している。	
3	本年の 12 月 31 日(死亡した場合は、その日)まで引き続き居住の用に供している。	
4	本年分の合計所得金額(16 ページ)が 3,000 万円以下である。	
5	補助金等の額を差し引いた高齢者等居住改修工事等に要した費用の額が 50万円を超えるものである。 ※ 費用の額は『増改築等工事証明書』に記載されています。	
6	5 年以上の償還期間を有する住宅ローンにより増改築等をしている。	
7	増改築等に要した費用の総額の2分の1以上が、居住の用に供する部分に係る費用である。	
8	増改築等をした後の住宅の床面積(登記事項証明書に表示されているもの)(16ページ)が 50㎡以上で、かつ床面積の 2 分の 1 以上が専ら自己の居住用である。	
9	2以上の住宅を所有していない(所有している場合は主に居住している住宅である。)。	
10	入居した年及びその年の前 2 年・後 3 年以内にマイホームを売却した場合などの譲渡所得の課税の特例等(3,000 万円の特別控除など)(16 ページ)を受けていない。	

→ 『提出が必要な書類』は7ページをご覧ください。

## **B2**

# 省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除(控除期間:5年 控除率:2%)

- ※ 特定断熱改修工事等に係る控除率は2%、断熱改修工事等に係る控除率は1% となります。
- ○適用要件に該当するかを確認し、必要な書類をご準備ください。 (確認欄のすべてにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。)

	適用要件	確認欄
1	自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋について、省エネ改修工事等(特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等を含む。) を行い、増改築等の日から6か月以内に自己の居住の用に供している。	
2	本年の 12 月 31 日(死亡した場合は、その日)まで引き続き居住の用に供している。	
3	本年分の合計所得金額(16 ページ)が 3,000 万円以下である。	
4	補助金等の額を差し引いた省エネ改修工事等に要した費用の額が50万円を超えるものである。 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額について控除を受ける場合は、上記に加えて、補助金等の額を差し引いた特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額が50万円を超えるものである。 ※ 費用の額は『増改築等工事証明書』に記載されています。	
5	5年以上の償還期間を有する住宅ローンにより増改築等をしている。	
6	増改築等に要した費用の総額の2分の1以上が、居住の用に供する部分 に係る費用である。	
7	増改築等をした後の住宅の床面積(登記事項証明書に表示されているもの)(16ページ)が50㎡以上で、かつ床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用である。	
8	2以上の住宅を所有していない(所有している場合は主に居住している住宅である。)。	
9	入居した年及びその年の前2年・後3年以内にマイホームを売却した場合などの譲渡所得の課税の特例等(3,000万円の特別控除など)(16ページ)を受けていない。	

→ 『提出が必要な書類』は7ページをご覧ください。

# **B3** 多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除(控除期間:5年 控除率:2%)

○適用要件に該当するかを確認し、必要な書類をご準備ください。(確認欄のすべてにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。)

	適用要件	確認欄
1	自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋について、多世帯同居改修 工事等を行い、増改築等の日から6か月以内に自己の居住の用に供して いる。	
2	本年の 12 月 31 日(死亡した場合は、その日)まで引き続き居住の用に供している。	
3	本年分の合計所得金額(16 ページ)が 3,000 万円以下である。	
4	補助金等の額を差し引いた多世帯同居改修工事等に要した費用の額が50万円を超えるものである。 ※費用の額は『増改築等工事証明書』に記載されています。	
5	5年以上の償還期間を有する住宅ローンにより増改築等をしている。	
6	増改築等に要した費用の総額の2分の1以上が、居住の用に供する部分 に係る費用である。	
7	増改築等をした後の住宅の床面積(登記事項証明書に表示されているもの)(16ページ)が 50㎡以上で、かつ床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用である。	
8	2以上の住宅を所有していない(所有している場合は主に居住している住宅である。)。	
9	入居した年及びその年の前 2 年・後 3 年以内にマイホームを売却した場合などの譲渡所得の課税の特例等(3,000 万円の特別控除など)(16 ページ)を受けていない。	

➡ 『提出が必要な書類』は7ページをご覧ください。

○特定増改築等住宅借入金等特別控除( B1 ~ B3 ) を受けるためには、以下 の添付書類が必要となります。

	確定申告書に添付すべき書類					
		確認欄				
1	金融機関等から交付された『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』【原本】					
2	住宅の登記事項証明書【原本】 ※ 不動産番号の記載又は住宅の登記事項証明書【写し】の添付に代えることができます。					
3	住宅の工事請負契約書【写し】					
4	建築士等が発行する『増改築等工事証明書』 (高齢者等居住改修工事等、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等、特定 耐久性向上改修工事等、多世帯同居改修工事等であることを証明するもの) ※ 上記の工事と併せて行う一定の増改築等については、増改築等工事証明 書、確認済証の写し、検査済証の写しのいずれかの書類					
	(土地の購入に係る住宅ローンについて控除を受ける場合)					
5	土地の売買契約書【写し】					
	土地の登記事項証明書【原本】 ※ 不動産番号の記載又は土地の登記事項証明書【写し】の添付に代える ことができます。					
6	(補助金等の交付を受けた方) 市町村からの補助金決定通知書など補助金等の額を証する書類【原本】					
7	(住宅取得等資金の贈与の特例(16ページ)を受けた方) 贈与税の申告書など住宅取得等資金の額を証する書類【写し】					
8	確定申告書に記載したマイナンバー(個人番号)の本人確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)の写しなど) ※ 確定申告書を提出する際に提示によることもできます。詳しくは、国税庁ホームページ又は『令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご確認ください。					
	B1 バリアフリー改修工事等を行った場合	確認欄				
9	4ページの特定個人のうち②又は④(要介護又は要支援の認定を受けている親族と同居を常況としている方に限る。)に該当する場合は、要介護認定又は要支援認定を受けている方の介護保険の被保険者証【写し】					
	B2 省エネ改修工事等を行った場合	確認欄				
10	(特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行っている方) 都道府県・市区町村等の長期優良住宅建築等計画の認定通知書【写し】					

ただし、税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等や登記事項証明書を忘れずにお持ちください。

⇒ ご準備できましたら、8ページの計算明細書の作成へお進みください

<sup>※</sup> 確定申告書への給与所得の源泉徴収票等の添付は不要です。

# (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の作成

○ 次の書き方に従って『(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書』を作成してください。作成した『(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書』は、ご用意いただいた書類と一緒に確定申告書に添付して税務署に提出します。

なお、借入金等に連帯債務がある方は『付表』(1ページ)を併せて作成してください。

郵便番号	_			1	整理番号	
住 所 電話番号	(	)		(共有者の氏名	(田 7 L) (田 7 L) (名) ※共有の場合のみ書い	てください。
フリガナ				フリガナ		フリガナ
氏 名				氏 名		氏 名
2 新築又は購入した			上 46 年1~日日~	トゥ市市	】 ○ 揃み笠竿もしも	- 郊八に依る東西
居住開始年月日(	平成	関する事項	土地等に関す	の事項	3 増改築等をした 居 住 開 始 年 月 1	平成
契約日 区 /	つ 令和 しし		令和       .		l	中 (セ) 平成
契約区分 分 一	2 令和				型 約 日 円 補助金等控除前(	9 TALL.
取得対価の額	9		Ø		増改築等の費用の額	
HII 100 NF 42 60 HK	B		9		補助金等の	
取得対価の額(②-②(②-②))	Ð 📗		9		円 増改築等の費用の4 (② - ②)	$\mathcal{F}$
総 ( 床 ) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きます。	ħ		#		mi ②のうち居住用部分の金	n 🤍 🔝 💮 💮
2 + 民 / 田 # A	Ð		<b>②</b>		m 増改築等をしま 家屋の総床面を	
不動産番号	家屋			土地	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
イ				- AB		
	(A)	家 屋	B ±	地 等	© 合 計	① 増 改 築 等
あ な た の 共 有 持 ※共有の場合のみ書いてください	" (n) r					
( 🕀 , 🗇 , 😤 ) ×		) (金×魚の①)	9 (9 x	B の ①)	(Aの2+Bの2)又は(Bの2+	(1) (1) (2) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
※共有でない場合は、③、③・砂を書いてくだ 住宅取得等資金の贈与	0 0					
特 例 を 受 け た 金 額 あなたの持分に係る取得対価の著	等 (3)					
<ul><li>のなたの付がに除る取得対価の報</li><li>(② - ③)</li><li>5 家屋の取得対価の額</li></ul>	4					ナウイルスの影響による入局
なし又は5%   8 g 7 居住用部分の家屋	6	税率が10%の場合に⑥ 消費税額及び地方消費 (契約書等に記載され に係る住宅借入・	●税額の合計額 した消費税額)			あり
新築、購入及び増改築等に係	7 0			等のみ	⑥住宅及び土地等	多  图 增 改 築 等
新衆、縣入及び増以衆寺に対 住宅借入金等の年末残 連帯債務に係るあなたの負担害	高  ②					
((付表)の値の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書き	·+. (6)					
住宅借入金等の年末残 ((付表)の頃の金額) ®連着貴齢がない場合には、⑤の金額を書き	-1(7)1					
④と⑦のいずれ						
少ない方の金	合 (9) (4) ÷	9	. □ ②÷⊕			].
	f.   U					
居 住 用 割 ※90%以上である場合には、100.0%と書きま	,, -					
居 住 用 割 ※90%以上である場合には、100.0%と書きま 居住用部分に係る住宅借入金等の年末7 ( ⑧ × ⑨ ) 住宅借入金等の年末残高の	高 (Eの (Eの					
居 住 用 割 ※80%以上である場合には、100.0%と書き: 居住用部分に係る住宅借入金等の年末 ( ⑧ × ⑨ ) 住宅借入金等の年末残高の ※ ⑪の金額を二面の「住	病 面 合計額 (BのQ を借入金等の年	三末残高の合計額①」	欄に転記します。	)適用を受ける	場合のみ書いてください	·。)
居 住 用 割 割 整外队員である場合は、100% 書き1 駐住用席がに係る化を借金等の年末 検索の年末 検高の ※ ①の金額を二面の「住 8 特定の増改築等に 次の発展から砂線に補助を参数額を を書いてください。これらの金額を	病 (Bの)( 会計額(Bの)( を借入金等の4 係る事項 後の金額(2) 高 かのの方円(2) 高	三末残高の合計額①」	欄に転記します。 と借入金等特別控除の 文修 100 形物改成工		_ Bet als the total district	·。)
居 住 用 割	病 (Eの低 を計額(Eの低 を借入金等の名 係る事項 後の金額 (12) に である等 とます。	末残高の合計額①」 (特定増改築等住名 5 齢 者 等 居 住 ご	欄に転記します。 と借入金等特別控除の 文修 100 形物改成工			·。)
居住用 割 動物以上である場合は、2008と書きは 昆田羅島仁能名を密放金等の中末 使宅借入金等の中末残高の 株 ①の金額を二面の「住宅借入金等の中末残高の 8 特定の増改築等に 次の意構から原根に補助金勢影除 を超えるときに事定増改巻件に 特別財際の適用を受けることが、 直入。特別の東面を参加して、 (流) 特別の東面を参加して、 (流) 特別の東面をかり、生物の東面を表現して、 (流) 特別の東面を変加して、 (流) 特別の東面を変加して、 (流) 特別の東面を変加して、 (流) 特別の東面を変加して、 (流) 特別の東西を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を	高 高 高 高 計 額 ( 電 の の の の の の の の の の の の の	三末残高の合計額①」 (特定増改築等住3 5 齢者等居住ご 三事等の費用の 定の増改築等工事の費用の	欄に転記します。 を借入金等特別控除の (を (13) 断熱改修工	事等の費用の額	特定断熱改修等の費用の 特定増改築等住宅借入金 多世帯同尾改修年字借入。	工事 (5) 特定多世帶同居 工事等の費用。
居住用 朝 朝田郡郡氏にある場合は、100%と書きは 田田郡郡氏に私の電光を寄や田本 (③×④) 住宅借入金舎の年末契高の 衆 ①の金額を二面の「住 8 特定の増改築等に 水の温明から開味。制助を参野地 を費いてください。これらの金額 を考いてください。これらの金額 を考してください。これらの金額 を関えるときは平沙地改等等によって 新別経の適用を受けることがで 新別経の適用を受けることがで 新別経の適用を受けることがで	高 高 高 高 計 額 ( 電 の の の の の の の の の の の の の	末残高の合計額⑪」 (特定増改築等住宅 新齢者等居住ご 事等の費用の	欄に転記します。 を借入金等特別控除の (を (13) 断熱改修工		特定断熱改修等の費用の 特定増改築等住宅借入金 多世帯同尾改修年字借入。	工事 (5) 特定多世帶同居 工事等の費用。
居住用 割 動物以上である場合は、2008と書きは 昆田羅島仁能名を密放金等の中末 使宅借入金等の中末残高の 株 ①の金額を二面の「住宅借入金等の中末残高の 8 特定の増改築等に 次の意構から原根に補助金勢影除 を超えるときに事定増改巻件に 特別財際の適用を受けることが、 直入。特別の東面を参加して、 (流) 特別の東面を参加して、 (流) 特別の東面をかり、生物の東面を表現して、 (流) 特別の東面を変加して、 (流) 特別の東面を変加して、 (流) 特別の東面を変加して、 (流) 特別の東面を変加して、 (流) 特別の東西を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を発力を	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	未残高の合計額①」 (特定増改築等住宅 5 齢 名 等 居 住 己 二 事 等 の 費 用 の 使の相改築等工事の費用の (②+③+⑤+⑤)	欄に転記します。 を借入金等特別控除の (を (13) 断熱改修工	事等の費用の額	4 特定断熱改修等の費用の 特定増改等年全件入金	工事 (5) 特定多世帶同居 工事等の費用。
居住用割 動物以上である場合は、100%と書きは 配用器分に係る化学的人会等や末来 住宅借入金等の年末残高の ※ ①の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の ※ 10の金額を二面の「住宅借入金等の場合を製造を 後の金額を上面の「住宅情報」を製造を を超えるときに特定増収等を任宅 特別財産の適用を受けることが、これらの金額を を超えるときに特定増収等を任宅 特別財産の適用を受けることが、 100 特定 歴外 文性 向上 工事等の費用	合計額 (遼のの年本) (遼のの年本) (遼のの年本) (遼のの年本) (遼のの年本) (遼東京本) (遼東京本) (東京本)	主来残高の合計額①」 (特定増改築等任年 5 略 名 等 居 住己 二 事 等 の 費 用 の 定の増改業等工事の費用の (位2+位3+位3+位6) 特別控除額	欄に転記します。 2借入金等特別搭除の を	事等の費用の額  分に係る特定の費用の額  かの費用の額  かいた。	(4) 特定断熱改修等の費用の 等の費用の 特定環及等性宅借入金 多世帯同居女修生宅借入金 多世帯同居女修生宅借入金 した部かずれかないおの意思報 たなし、生め可能を保受を得る等 に 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	工事 (5) 特定多世帶同居 工事等の費用。
居 住 用 割 割 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	(係の単位) (原の) (原の) (原の) (原の) (原の) (原の) (原の) (原の	<ul> <li>未残高の合計額①</li> <li>(特定增改築等)至</li> <li>合 虧者等 居 住き</li> <li>三 事 等 の 費 用 Ø</li> <li>定の相改奏等Ⅰ率の費用の(位2+位3+位6)</li> <li>特別控除額</li> <li>空除額 ※ 二面の</li> </ul>	欄に転記します。 と借入金等特別控除の く修 (3) 断熱改修工 う額 (3) 断熱改修工 計画 (8) 角条条の特別 の該当する番号及び	事等の費用の額  分に係る特定の費用の額  かの費用の額  かいた。	(4) 特定断熱改修等の費用の 等の費用の 特定環及等性宅借入金 多世帯同居女修生宅借入金 多世帯同居女修生宅借入金 した部かずれかないおの意思報 たなし、生め可能を保受を得る等 に 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	。) 工事額 (5) 工事等の費用 条、特定解熱改修住宅借入金等又( 2007年 (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19)
居 住 用 割 割 499%以上である場合は、100%と書きは 医肝網外に係むを耐免費等の主義 (⑧ × ⑨)	(中国	<ul> <li>* 来残高の合計額①」</li> <li>(特定増改築等任き</li> <li>5 齢者等居住さ</li> <li>5 事等の費用の</li> <li>(32+33+38+38)</li> <li>特別控除額</li> <li>* 二面6</li> <li>い。</li> <li>※ 屋:1</li> <li>②又は②企業</li> <li>※ 屋:1</li> <li>③又は②企業</li> <li>※ 屋:1</li> <li>③又は②企業</li> </ul>	欄に転記します。 と借入金等特別控除の く修 (3) 断熱改修工 う額 (3) 断熱改修工 計画 (8) 角条条の特別 の該当する番号及び	事等の費用の額  分に係る特定の費用の額  かの費用の額  かいた。	(1) 特 定 断 熱 改 修 字 の 費 用 の 費 用 の 費 用 の 費 用 の 費 用 の 費 用 の 費 用 の サ を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	。) 工事額 (5) 工事等の費用 条、特定断熱改修住宅借入金等又に を等の年来現高 (802071) (1882年) (1982年
居 住 用 割 割 499%以上である場合は、100%と書きは 配用器が係ん花を耐火金等の主義 (⑧ × ⑨)	(中国	<ul> <li>* 来残高の合計額(1)</li> <li>(特定增改築等任2</li> <li>6 解者等原任さ</li> <li>5 解者等原任さ</li> <li>6 解者等原任</li> <li>6 解者等原任</li> <li>6 (12+63+63+13)</li> <li>6 (12+63+63+13)</li> <li>7 (12+63+63)</li> <li>8 (12+63+63)</li> <li>9 (12+63+63)</li></ul>	欄に転記します。 2 借入金等特別控除の 2 額 (3) 断熱改修工 3 額 断熱改修工 6 額 8 春&を受益 の該当する番号及び	事等の費用の額  分に係る特定の費用の額  かの費用の額  かいた。	(14) 特定断熱改修等の数用の 等の数用の 等の数用の 等定期改聚等住宅借入金 等を推開限改修住宅借入 (他) 場の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(5)  丁丁事 (5) 特定多世帝问居 (7) 工事等の費用  系 特定財務改修住宅借入金等又 (2) 保持 (2) 保持 (2) 保持 (3) 保持 (3) 保持 (4) 保持 (
居住用割 動物以上である場合は、100%と書きは 使用器が低毛化化散入等の干水 住宅借入金等の甲水残高の ※ 印の金額を二面の「住 を 特定の増改築等に 大の空間から砂側に地助金勢踏 を 超えるときに特定地な等性に 特別が展の場所を使い に、世別の表面を動して (6) 特定度が、生活した に、特別の表面を動して (7) 特定の数に、世別を表面と に、特別の表面を動して、 (6) 特定度が、生活した に、世別の表面を動して、 (6) 特定度が、生活した に、世別の表面を動して、 (7) 特定の数に (7) 特定が、生活した。 (7) 特にが、生活した。 (7) 特定が、生活した。 (7) 特にが、生活した。 (7) 特定が、生活した。 (7) 特定が、生活した。 (7) 特にが、生活した。 (7)	1	<ul> <li>* 来残高の合計額①</li> <li>(特定増改築等任当 (特定増改築等任年 5 一 新 等 の 費 用 の (②+ (3+ (3+ (3+ (3))))</li> <li>* 特 の 費 用 の (②+ (3+ (3+ (3)))</li> <li>* 中 の (②+ (3+ (3)))</li> <li>* 中 の (③ 文 は (3+ (3)))</li> <li>* (1) (②+ (3+ (3)))</li> <li>* (1) (②+ (3+ (3)))</li> <li>* (1) (②+ (3))</li> <li>* (1) (③+ (3))</li></ul>	欄に転記します。 2億人金等特別控除の ( 2 数 ( 3 ) 断熱改修工 ( 2 数 ( 8 ) 新熱改修工 ( 2 数 ) か談当する番号及び ( 2 ) ( 2 ) ( 2 )	事等の費用の額  分に係る特定の費用の額  かの費用の額  かいた。	(14) 特定断熱改修等の費用の 等の費用の 特定物位素等住宅借入金 多世帯同居位修住宅借入 (社会の研究等等特定)を はたい、住宅の研究等等特定を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際に資金)を (第一面等際)を (第一面等際)を (第一面等際)を (第一面等際)を (第一面等際)を (第一面等解)を (第一面等 (第一面	(5)  丁丁事 (5) 特定多世帝问居 (7) 工事等の費用  系 特定財務改修住宅借入金等又 (2) 保持 (2) 保持 (2) 保持 (3) 保持 (3) 保持 (4) 保持 (

### 1 住所及び氏名

1 住所及び氏名

A- =r	郵便番号	-					
住 所	電話番号	(	)	(共有者	の氏名)※共有の場合のみ書い	てください。	
フリガナ				フリ:	ブナ <b>ニ</b>	フリガナ	
氏 名				氏	名	氏 名	

● あなたの住所及び氏名を記載します。 共有者がいる場合には、共有者の氏名も記載してください。

### 2 増改築等をした部分に係る事項

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家	屋に関する事項	土地等	<b>幹に関する事項</b>	1	3 増改築等をした部	邓分	に係る事項
居住開始年月日	⑦ 平成		「平成 令和 □			居住開始年月日	3	平成
契約日 区分 分						契 約 日	¥	平成 一
補助金等控除前の 取 得 対 価 の 額	9		9		H	補助金等控除前の 増改築等の費用の額	9	
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	<b>E</b>		Ø		H	交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	Ø	
取 得 対 価 の 額 (労 - 孚 (⑦ - 罗))	<b>3</b>		9		H	増改築等の費用の額	F	
総 ( 床 ) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きます。	<b>D</b>		#		mî	⊙のうち居住用部分の金額	9	
うち居住用部分の(床)面積	<b>(</b>		3		mí	増改築等をした家屋の総床面積	Ŧ	
不 動 産 番 号	家 屋			土地				

- ②の欄には、あなたが増改築等を行った後、住宅に居住した年月日を記載します。
- ②の欄には、工事請負契約書に記載された工事請負契約日を記載します。
- ②の欄には、工事請負契約書に記載された住宅の増改築等に要した費用の額を記載します。
- ②の欄には、住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受けた場合に、その補助金等の金額を記載します。
- 伊の欄には、上記②欄に記載した住宅の増改築等に要した費用の額から、上記③欄に記載した補助金 等の金額を控除した金額を記載します。
- ②の欄には、上記②欄の増改築等に要した費用の額のうち、居住用部分の金額を記載します。店舗や 貸付等に使用していない場合は、上記②の欄と同じ金額となります。
- ⑦の欄には、増改築等をした家屋の登記事項証明書(建物)に記載された総床面積を記載します。
- 不動産番号の欄には、登記事項証明書に記載された不動産番号を記載します。
- 特定増改築等住宅借入金等特別控除 (**B1** ~ **B3**) の適用を受ける場合において、住宅の増改築等に併せてその住宅の土地等を購入した場合には、「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の「土地等に関する事項」を記載します。なお、住宅借入金等特別控除 (**A4**) の適用を受ける場合には、「土地等に関する事項」は記載しません。
- ⑦の欄には、住宅の増改築等をする前に土地を購入した場合に、その購入した年月日を記載します。
- 夕の欄には、売買契約書に記載された土地等の購入金額を記載します。
- ⑦の欄には、土地等の購入に関し補助金等の交付を受ける場合に、その補助金等の金額を記載します。
- ②の欄には、上記②欄に記載した土地等の購入金額から、上記②欄に記載した補助金等の金額を控除 した金額を記載します。
- ⑪の欄には、登記事項証明書(土地)に記載された面積の合計を記載します。
- ②の欄には、居住用に使用している部分の面積を記載します。店舗や貸付等に使用していない場合は、 上記⊕の欄と同じ面積となります。

## 3 家屋や土地等の取得対価の額

4 家屋や土地等の取得対価の額

		<ul><li>A 家 屋</li></ul>	B 土 地 等	<ul><li>○ 合 計</li></ul>	D 増 改 築 等
あ な た の 共 有 持 分 ※共有の場合のみ書いてください。	1				
( 0 0 0 0 ) 0		(分×Aの①)	③ ( ③ × B の ① )	(Aの②+Bの②) 又は(Bの②+Dの②)	
<ul><li>( ⑦ , □ , ℱ ) × ①</li><li>※共有でない場合は、⑦,⑤,⑤を書いてください。</li></ul>	2				
住宅取得等資金の贈与の 特 例 を 受 け た 金 額 等	3				
あなたの持分に係る取得対価の額等 (② - ③)	4				

- ②の①の欄には、登記事項証明書(建物)に記載されたあなたの持分を記載します。共有者がいない場合には、記載不要です。
- ②の②の欄には、「3 🕏の増改築等の費用の額」×「①の割合」で計算した金額を記載します。
- ②の③の欄には、住宅取得等資金の贈与の特例を受ける場合に、その特例を受ける金額を記載します。
- ②の④の欄には、上記②の②欄に記載した金額から、上記②の③欄に記載した住宅取得等資金の贈与 の特例を受けた金額を控除した金額を記載します。
- 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」の「土地等に関する事項」を記載した場合は、®の欄に 土地等に関する事項を記載します。増改築等の例に準じて記載してください。

## 4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に 関する事項

5	家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項	

	<u> </u>		6. 但以不可	マノ其用 マカ語に 杯で れる	、C川貝ル設守に因り	マチ次
な	に又は5%	8%	10 %	税率が10%の場合に⑤、②に含まれる 消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額)		

● 工事請負契約書に記載された消費税・地方消費税の税率について、該当する欄に○を付けます。消費税・ 地方消費税の税率が 10% である場合には、上記②欄に記載した増改築等に要した費用の額に含まれる 消費税・地方消費税の金額も記載します。

## 5 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あり

● 住宅の増改築等が、特例取得(16ページ)に該当し、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、その住宅に令和2年12月31日までの間に居住の用に供することができず、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合には、○を付けます。

## 6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

, <u>但</u> 压/的即为 ** 水压入	10		*/   /  // // /		
		B 住宅のみ	② 上地等のみ	⑥住宅及び土地等	田 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	(5)				
連帯債務に係るあなたの負担割合 ((付表)の⑭の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	6				
住宅借入金等の年末残高 ((付表)の⑯の金額) ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	7				
④ と ⑦ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額	8				
居 住 用 割 合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	9	(♣) ÷ ⊕	⊗ ÷ ⊕		9 ÷ 9
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 ( ⑧ × ⑨ )	10				
		- (医の⑩+ 下の⑩+ Gの⑩+田のの金等の年末残高の合計額⑪」欄に		(1)	

- 『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』に記載された借入金等の区分に応じて、「住宅のみ」 の借入金等は「増改築等」の欄に、「土地等のみ」又は「住宅及び土地等」の借入金等はそれぞれ「土 地等のみ」又は「住宅及び土地等」の欄に記載します。
- ⑤の欄には、『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』に記載された「年末残高」の額を記 載します。
- ▶ ⑥の欄には、連帯債務がある場合のあなたの負担割合を記載します。連帯債務でない場合には、 「100.00」と記載してください。
- ⑦の欄には、⑤×⑥で計算した金額を記載します。
  - ※ 連帯債務がある場合の⑥、⑦欄は、『(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書』 により計算した金額を記載します。
- ▶ ⑧の欄には、④の金額と⑦の金額のいずれか少ない金額を記載します。
- 田の⑨の欄には、⑨÷②で計算した割合を記載します。店舗や貸付等に使用していない場合は、 100.0 と記載してください。
- ⑩の欄には、⑧×⑨で計算した金額を記載します。
- ⑪の欄には、⑩の欄の合計額を記載します。
  - ※ 住宅借入金等特別控除(A4)の適用を受ける場合において、⑪の金額は、4,000万円が限度となります(注)。 特定増改築等住宅借入金等特別控除 (B1) ~ B3) の適用を受ける場合において、①の金額は、1,000 万円 が限度となります。
  - (注)(特別)特定取得に該当しない場合は、2,000万円となります。

### 7 特定の増改築等に係る事項

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の⑫欄から⑯欄に補助金等控除後の金額 を書いてください。これらの金額が50万円	5   工事等の費用の額	13 断熱改修工事等の費用の額	4 特定断熱改修工事 (5) 特定多世帯同居改修 等の費用の額(5) 工事等の費用の額
を超えるときに特定増改築等住宅借入金等 特別控除の適用を受けることができます。 詳しくは、控用の裏面を参照してください。			
16 特定耐久性向上改修工事等の費用の額		18 あなたの持分に係る特定の 増改築等工事の費用の額 (②又は①×Dの①)	多世市内局以修住七百八並寺の十木/20同
			(低と認のいずれか少ない方の金額で最高20万円。 ただし、住在の物度発等が原多世帯同局改修 工事等に係るものを除きます。)が特定取得 (権一面参照に該針とない場合は、最高20万円。)

- 特定増改築等住宅借入金等特別控除 (B1 ~ B3 ) の適用を受ける場合には、該当する工事等に応 じて工事等の費用の額を記載します。工事等の費用の額は、『増改築工事証明書』に記載されています。
- なお、特定の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、補助金等の額を控除した金額を記載し ます。
- ▶ ⑲の欄には、⑪と⑱のいずれか少ない金額(最高 250 万円)を記載します。 ただし、増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(16ページ)に 該当しない場合は、最高 200 万円となります。

### 8 二面への転記

● ①の金額を二面に転記するとともに、適用する控除の種類に応じた②の欄に計算した金額を記載します。 住宅借入金等特別控除(A4)を適用する場合

· · · [1]

特定増改築等住宅借入金等特別控除 (B1 ~ B3) を適用する場合

・・・工事の種類に応じ「5 | ~ 「7 |

## 9(特定增改築等)住宅借入金等特別控除額

9 (特定増改築等)住宅借	十人金等	特別控	2除額								
(特定増改築等)住宅借入金	等特別:	控除額	※ 二面の	該	当する番号及び金額を転記し	まっ	す。		20		00
※次に該当する場合に、書い											
同一年中に8%及び10%の消費 率が含まれる家屋の取得等又は 増改築等をした場合は、右の欄に	8%·10% 同一年中 取得	家 屋:1 増改築等:2	受又は②の金額 (10%に係る部分のみ)	21)		円	重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字		夏適用	重複適用	の特例
増改築等をした場合は、右の欄に ○をした上で、10%に係る部分の 金額等を書いてください。	0		A の 4 又 は Dの4の金額 (10%に係る部分のみ)	22		円	○をした上で、二面の②の3 額を転記してください。	23			00

- 番号の欄には、二面の該当する番号を記載します。
- ②の欄には、二面で計算した②の金額を記載します。
- 同一年中に消費税・地方消費税の税率が8%である住宅の新築等又は増改築等及び10%である住宅の新築等又は増改築等の両方がある場合には、以下のとおり記載します。
- ・ 「8%・10%同一年中取得」の欄には、○を記載します。
- ・ 「家屋:1 増改築等:2」の欄には、消費税・地方消費税の税率が10%であるものが住宅の新築等である場合には「1」、増改築等である場合には「2」を記載します。
- ・ ②の欄には、②欄に記載した住宅の増改築等に要した費用の額(上記「家屋: 1 増改築等: 2」の欄に記載した番号が「1」である場合には、②欄の金額)のうち、消費税・地方消費税の税率が10%である部分の金額を記載します。
- ・ ②の欄には、②の④欄に記載した持分に係る取得対価の額等の金額(上記「家屋:1 増改築等:2」の欄に記載した番号が「1」である場合には、Aの④欄の金額)のうち、消費税・地方消費税の税率が10%である部分の金額を記載します。

### 10 控除証明書の要否

10 控除証明書の交付を要しない場合

要年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の 交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。

- 給与所得者の方は、2年目以降の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除については、年末調整で適用を受けることができます。その際に必要となる控除証明書の交付を要する方は、この欄には何も記載しないでください。後日「住宅借入金等特別控除証明書」を税務署から送付します。
  - ※ 控除証明書の交付を要しない方は、「要しない」の欄に○を記載します。

### 11 再び居住の用に供したことに係る事項

| 「再び居住の | 転居年月日 | 配像していない

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	年	月 日	再居住開始	6年月日	年	月	日
居住の用に供していない 期間の家屋の用途	□ 賃貸の用 □ 空家	□ その他	年 月	日~	年	月	日 )
その家屋に係る (特定 増改築等) 住宅借入金 等特別控除の適用	【再び居住の用に1 再び居住の) □ り、(特定均 金等特別控	用に供したこ 自改築等)自	ことによ E宅借入	] 初めてそのタ	目に供した場 用に供したこ 家屋に係る(特 等特別控除の)	: とにより 持定増改築	)、 等)

- 住宅の増改築等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに 準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用 に供した場合で次に該当するときに記載します。
  - ① 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
  - ② 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 の適用を受ける場合

#### (参考) 翌年以降における(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用について

#### 【給与所得者が年末調整によってこの控除の適用を受ける場合】

適用1年目の確定申告によりこの控除の適用を受けた給与所得者は、2年目以降の各年分の所得税について、年末調整によってこの控除を受けることができます。年末調整によってこの控除を受けようとする場合には、①後日税務署から送付される住宅借入金等特別控除証明書、②住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を給与支払者に提出してください。

#### 【確定申告書を提出してこの控除の適用を受ける場合】

確定申告書を提出してこの控除の適用を受けようとする場合には、① (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は住宅借入金等特別控除証明書、②住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を添付して確定申告書を所轄税務署に提出する必要があります。

#### 【記載例】

# ○省エネ改修工事等(特定断熱改修工事等)をし、**B2** の控除を選択した場合(共有者なし・土地の購入なし)

契約年月日

居住開始年月日

増改築等の費用の額(うち居住用)

特定断熱改修工事等に要した費用の額

住宅の総床面積

: 住宅借入金等の年末残高(当初借入金額)

借入金の区分

令和 3 年 6 月 1 日 令和 3 年11月 1 日

4,070,000 円 (4,070,000 円)

3,000,000 円

150.00m

3,900,000 円(4,000,000 円)

住宅のみ

#### 「必要な書類」から計算明細書へ記載する事項の表示例

## 工事請負契約書

契約年月日	(		令利	13年	6月	1日				
請負代金総額		4	0	7	0	0	0	0	円	(2)
(うち消費税額及び地方消費税額の合計額)			3	7	0	0	0	0	円	

#### 建物の登記事項証明書

表題:	部 (主である建物の表示)	調製	余 白		不動産番号	11111111111111		
所在図番号	余自							
所 在	OO市AA町××××-	×		余白				
家屋番号	×番				余 白			
① 種 類	② 構 造	3	末 面 積	m <sup>2</sup>	原因及びその	日付〔登記の日付〕		
居宅	木造かわらぶき2階建		1 階 2 階	8 0   0 0 7 0   0 0				
					3)			

#### 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

#### 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

在 5.4 (1) 至 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (													
住宅取得資金の借入	住 所	○○市△△町××-××-×											
れ等をしている者	氏 名	国税 太郎											
住宅借入金等の内訳	<ol> <li>住宅の</li> </ol>	つみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	L										
住宅借入金等の金額	年末残高	3,900,000 円	5										
	当初金額	令和 3 年10月 31 日 4,000,000 円											
償還期間又は賦	払期間	令和3年11月から 令和13年10月まで の10年 月間											
(摘要)													

#### 増改築等工事証明書

#### (3) 実施した工事の費用の額等

	1		事等、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等、特定多 、特定耐久性向上改修工事等及び第1号工事~第4号 額	3,00	0,000 円
	2	高齢者等居住改修工	事等の費用の額等(2%控除分)		
Γ	ア	高齢者等居住改修		円	
l	7	高齢者等居住改修	有	無	
l		「有」の場合		円	
L	ウ	アからイを差し引い	へた額(50万円を超える場合)		円
	3	特定断熱改修工事等	の費用の額等(2%控除分)		
ſ	ア	特定断熱改修工事等	等に要した費用の額	3,00	0,000 円
l	イ	特定断熱改修工事等	等に係る補助金等の交付の有無	有	<b>(#</b> )
١		「有」の場合	交付される補助金等の額		円
L	ウ	アからイを差し引い	へた額(50万円を超える場合)	3,00	0,000 円

令和 O3 年分(特定增改築等)住宅借入金等 1 住所及び氏名	特別控除額の計算明細書 FA4023 ■
・	整理 番号 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。
フリガナ コクゼイ タロウ 氏 名 <b>国税 太郎</b>	フリガナ     フリガナ       氏名     氏名
2 新築又は購入した家屋等に係る事項	出
家屋に関する事項 土地等に関す	
后任開始年月日 令和	居住開始年月日 ② <del>***********************************</del>
契約区分       平成       中和	契約日也平成03.06.01
補助金等控除前の  ⊕   □ □ □ □ □ □ ②   □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	補助金等控除前の  ② 407000   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本
交付を受ける軍動の額の	
取 得 対 価 の 額 (⑦ - ② (⑦ - ② ))	門増改築等の費用の額子
総(床)面積魚	mm (② - ③ ) 4 0 7 0 0 0 0 円は、
N-MANIANI WE ESCHOOL 1	
の(床)面積()	「
不 動 産 番 号 家屋 11111111111	土地
4 家屋や土地等の取得対価の額	地 等 【 C 合 計 【 D 增 改 築 等 】 緒
あなたの共有持分の	
(子 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	提 Bの①) (&の2+Bの2)又は(Bの2+Dの2)
<ul><li>※共有でない場合は、④ ⑤ ・</li></ul>	407000
住宅取得等資金の贈与の 寄 例を 受けた 金 額 等 ③	
あなたの持分に係る取得対価の額等	4070000 H t
② - ③)   ③   3   3   3   4   5   5   8   5   7   8   9   9   9   9   9   9   9   9   9	
なし又は5% 8% 税率が10%の場合に⊙⊙に含まれる 消費税額及び地方消費税額の合計額	370000
7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高	
for the 19th 7 TF at 01 At 11	等のみ ⑥住宅及び土地等 印 増 改 築 等
新架、購入及い町収架等に係る 住宅借入金等の年末残高 連帯債務に係るあなたの負担期合	390000
((付表)の⑭の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	100.00
住宅借入金等の年末残高 (付表)の原の金額) ※遊費録がな場合は底の金額を書きます。	390000
<ul><li>② と ⑦ の い ず れ か</li><li>少 な い 方 の 金 額</li></ul>	390000
居 住 用 割 合 g (争÷) ③÷⊕	② ÷ ⊙ 1000 %
等9%以上である場合には、100.0%と書きます。 居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 100.00	
(8×9) 住宅借入金等の年末残高の合計額(Bの⑪+Bの⑪+Bの⑩)	390000
※ ①の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額①」欄に転記します。	10 390000
7 - OMILE & OMILE BELL & BELLE & - A 45   -	適用を受ける場合のみ書いてください。)   直集の専用の類   (人) 特定 断熱 改修工事   (民) 特定多世帯同居改修
を書いてください。これらの金額が50万円 を超えるときに特定増改築等住宅借入金等	ドサッダルッは 等の費用の額 工事等の費用の額
特別技験の適用を受けることができます。 達しては、技用の裏面を参照してください。 (6) 特 定 耐 久 性 向 上 改 修 (7) 特定の増改纂等工事の費用の合計額 (6) 為金 なった気	3000000 死に婚る費定2 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定
(⑥ 特 定 耐 久 性 向 上 改 修 (⑦) 特定の輸改業等工事の費用の合計額 (⑧ 南 全 た の 持 互 市 、 事 等 の 費 用 の 額 (② + ④ + ⑤ + ⑥) (③ ス は ② + ⑥ ・ ⑥) (② + ⑥ ・ ⑥) (② + ⑥ ・ ⑥) (③ ス は ② ・ ⑥) ス は ② ・ ⑥	多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 ⑩と®のいずれか少ない方の金額で最高250万円。
300000 300	0 0 0 0 0 だだし、住宅の利政業等(特定多無商同政策) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	<b>₩                                    </b>
	金額を転記します。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び	l'il la
※次に該当する場合に、書いてください。	February (astrol) + state
※次に該当する場合に、書いてください。 同一年中に8%及び10%の消費税 8%·10% 家 屋:1 ⑤又は⊙の金額 マンマンス 同一年中 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	西複適用 (の特例) を受ける場合は、右の該当する文字に 場合は、右の該当する文字に
※次に該当する場合に、書いてください。 同一年中に8%及び10%の消費税   6 <sup>3</sup> / <sub>1</sub> 10 <sup>5</sup> / <sub>1</sub> 家 屋:1   ⑦又は⑦の金額 率が含まれる家屋の取得等又は   6 <sup>3</sup> / <sub>1</sub> 10 <sup>4</sup> / <sub>1</sub> 10 <sup>4</sup> / <sub>2</sub> 10 <sup></sup>	円 重複適用 (の特例) を受ける 場合は、右の該当する文字に 重複適用 重複適用の特例
※次に該当する場合に、書いてください。 同一年中に8%及び10%の消費税 8%-10% 家 屋:1 ⑦又は⑦の金額 学が含まれる家屋の取得等文は 間一年中 電放業等をした場合は、右の欄に ○とした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。 10 控除証明書の交付を要しない場合    図の①の金額 (22)   図の②の金額 (23)   図の②の金額 (24)   図の②の②の②の③の②の③の③の③の③の③の③の③の③の③の③の③の③の③の③の	円
※次に該当する場合に、書いてください。   同一年中に8%及び10%の消費税 8% 10%	円 重複適用 (の特例) を受ける 場合は、右の該当する文字に ○をした上で、二面の窓の金 (20)   1   1   1   1   1   1   1   1   1

#### 令和03年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

É	主宅借入金等	の年末残高の合	計額 ※ -	-面	jの⑪の金額	を転	記り	します。			11) 3	, 9	00,00	O <sup>円</sup>	
番号	居住の用	目に供した日等	算式等		(特定増改築等 宅借入金等特別 0円未満の端数	控除額	番号		に供し	た日等	算式等		(特定増改築等 宅借入金等特別 0円未満の端数	J控除額	直
	住宅借入金 等特別控除	平成26年 1月1日か 6令和3 年12月31 に該当するとき	①× 0.01=	20	(最高40万円)	O 0		高齢者等居 住改修工事 等に係る特	平成29 年1月 1日か ら令和	該当するとき ①の金額(最高) 。	)	20	(最高12万5千	-円) 円	
	の適用を受 ける場合 (2から8	日までの 間に居住 の用に供 した場合 に該当しないとき	①× 0.01=	20	(最高20万円)	0 0	5	定增改築等住宅借入金等特別控除	3年12 月31日 までの 間に居	住宅の増改築 該当しないと				00	
1	のいずれか を選択する	平成25年中に居住 の用に供した場合	①× 0.01=	20	(最高20万円)	00		寺符別登除 を選択した 場 合	他の用 に供し た場合		) ) × 0.02 (a) – (9) × 0.01 =	20	(最高12万円)	0 0	
	場合を除きます。)	平成24年中に居住 の用に供した場合	①× 0.01=	20	(最高30万円)	00		断熱改修工事等に係る	平成29 年1月 1日か ら令和	該当するとき ①の金額(最高) ②(3.90	0.000	20	(最高12万5千		
2	住宅借入金 等特別控除 の控除額の	平成20年中に居住 の用に供した場合	① × 0.004 =	20	(最高8万円)	00	6	特定增改築 等住宅借入 金等特別控	3年12 月31日 までの 間に居	+ 住宅の増改築 該当しないと			64,0		は   <u> </u>
	特例を選択した場合	平成19年中に居住の用に供した場合	① × 0.004 =	20	(最高10万円)	00		除を選択した場合	住の用に供した場合	①の金額(最高) ②( 19の金額( +	1,000万円) ) )×0.02 ((a)-19)×0.01=	20	(最高12万円)	00	面と
	認定住 宅の新 築等に 宅が認	<sub>年12月31</sub> に該当するとき	①× 0.01=	20	(最高50万円)	00	7	多世帯同居改 修工事等に係 る特定増改築	31日ま ①の金	での間に居住の 額(最高1,000万円	ら令和3年12月 )用に供した場合 引)		(最高12万5千	-円) 円	6
3	係る住 定長期 金等特 優良住	日までの 間に居住 の用に供 した場合 に該当しないとき	①× 0.01=	20	(最高30万円)	0 0	ľ	等住宅借入金 等特別控除を 選択した場合	19の金	額(	) ) × 0.02 (a) – (9) × 0.01 =	20		0 0	提出し
	別控除 の特例 を選択当する	平成25年中に居住 の用に供した場合	①× 0.01=	20	(最高30万円)	0 0		震災特例法 の住宅の再 取得等に係	和3年]	年4月1日から令 2月31日までの間 の用に供した場合	① × 0.012 =	20	(最高60万円)	0 0	<
	はた合と	平成24年中に居住 の用に供した場合	①× 0.01=	20	(最高40万円)	0 0	8	る住宅借入 金等特別控	成26年	年1月1日から平 3月31日までの間 の用に供した場合	① × 0.012 =	20	(最高36万円)	0 0	ださい
	認定住 宅の新 築等に 認定住	平成26年 1月1日か 6令和3 年12月31 に該当するとき	①× 0.01=	20	(最高50万円)	0 0		除の控除額 の特例を選 択した場合		4年中に居住 こ供した場合	① × 0.012 =	20	(最高48万円)	0 O	С
4	保 系 会 住 に に に に に に に に に に に に に	の用に供 (特別)特定取得	①× 0.01=	20	(最高30万円)	0 0	I –	  再び居住の月    転 居 年 月 日	に供		係る事項) <sub>再居住開始年月</sub>	1日	年	月 日	1
4	別控除 に該当の特例 する		①× 0.01=	20	(最高30万円)	0 0	ļļ.	居住の用に供していない 期間の家屋の用途	<ul><li>□ 賃賃</li><li>□ 空刻</li></ul>		他 (	~	年月	)	
	を選択 し た 場 合	平成24年12月4日から平 成24年12月31日までの間 に居住の用に供した場合	①× 0.01=	20	(最高40万円)	O O	Ħ	その家屋に係る (特定 曽改築等) 住宅借入金 等特別控除の適用	再びり、	Eの用に供した場合 『居住の用に供した (特定増改築等) 等特別控除の再適月	こことによ 再 住宅借入	び居住 めてそ	D用に供した場合。 Eの用に供したこと。 の家屋に係る(特定場 金等特別控除の適用	により、 曽改築等)	

- ※1 ②欄の金額を一面の②欄に転記します。
- ※2 ②欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 (特別) 特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
- st4 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

#### ○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の②欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の③欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(20の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に 係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	23	н О О
震災特例法の重複適用 の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑳の金額)の合計額を記載します。	23	O O

※ ②欄の金額を一面の③欄に転記します。

$\sim$	不動産番号が第一	エルキャ	4 h -	ん・、坦人
	小則医帝方が出っ		さ れし	エルル場合

1)	(3)	※ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の 対象となる家屋や土地が複数ある場合で、
2)	(4)	第一面の「不動産番号」欄に書ききれない 家屋や土地の不動産番号を記載します。

#### 本説明書で使用する用語の説明

用語	説明
特定取得	その住宅の増改築等に要した費用の額に含まれる消費税・地方消費税の額が8%又は10%の税率により課されるべきものである場合の、その住宅の増改築等をいいます。
特別特定 取得	その住宅の増改築等に要した費用の額に含まれる消費税・地方消費税の額が 10%の税率により課されるべきものである場合の、その住宅の増改築等をいいます。
特例取得	特別特定取得に係る契約が令和2年11月30日までに締結されているものをいいます。
特別特例 取得	特別特定取得に係る契約が令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間内に締結されているものをいいます。
特例特別 特例取得	特別特例取得に該当する場合で、増改築をした後の床面積が 40㎡以上 50㎡未満の住宅の 増改築等をいいます。
合計所得 金額	次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいいます。 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額) ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額  ☆ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。また、純損失や雑損失の繰越控
床面積	除など、損失の繰越控除の適用を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。 登記事項証明書に表示されている床面積をいいます。ただし、マンションなどのように建物の一部を区分所有している住宅の場合は、登記事項証明書上の専有部分の床面積をいいます。その家屋が店舗併用住宅である場合など自己の居住の用以外の用にも供される部分がある家屋の場合やその家屋が共有である場合には、その家屋の全体の床面積によって判定します。
住宅取得等 資金の贈与 の特例	「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時 精算課税選択の特例」をいいます(詳しくは、『贈与税の申告のしかた』をご覧ください。)。
譲渡所得の 課税の特例 等	次の特例をいいます。 ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除(3,000万円の特別控除)(被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除を除く。) ③ 特定の居住用財産の買換え・交換をした場合の長期譲渡所得の課税の特例 ④ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例

## ~市区町村からのお知らせ~

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

#### 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

平成 21 年 1 月 1 日以降に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除しきれなかった 住宅借入金等特別控除額がある方については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があ ります。

この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、 住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を所轄税務署へ提出する必要がありますので ご注意ください。